

議第6号議案

横浜市会会議規則の一部改正

横浜市会会議規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年2月21日提出

市会運営委員会

委員長 関 勝 則

## 横浜市会規則（番号）

### 横浜市会会議規則の一部を改正する規則

横浜市会会議規則（昭和43年5月横浜市会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「振鈴」の次に「その他の方法」を加える。

第9条中「書記をして」を削り、「報告させなければ」を「報告しなければ」に改める。

第26条中「行なう」を「行う」に改め、「書記をして」を削り、「報告させなければ」を「報告しなければ」に改める。

第59条第2項を同条第4項とし、同条第1項中「採決の方法は、起立、記名及び無記名投票の3種とし」を「前2項に規定する採決の方法は」に改め、同項を同条第3項とし、同条に第1項及び第2項として次の2項を加える。

採決の方法は、起立、記名投票又は無記名投票とする。

2 前項に規定する投票による採決を行う場合は、押しボタン又は議長の定める札を用いるものとする。

第60条本文中「議長」を「前条の規定にかかわらず、議長」に、「はかる」を「諮る」に改め、同条ただし書中「起立の」を「起立、記名投票又は無記名投票による」に改める。

第61条の見出しを「（起立による採決）」に改め、同条第2項中「認定しがたいときまたは」を「認定し難いとき又は」に、「氏名点呼を行なう」を「記名投票又は無記名投票による方法で採決する」に改める。

第62条の見出しを「（記名投票又は無記名投票による採決）」に改め、同条中「記名投票または」を「札を用いた記名投票又は」に、「行なう」を「行う」に改め、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

押しボタンを用いた記名投票又は無記名投票を行う場合には、問題を可とする者は賛成のボタンを、問題を否とする者は反対のボタンを押すことによって投票する。

第63条中「記名投票または」を「札を用いた記名投票又は」に、「行なう」を「行う」に、「第30条第2項まで」を「第29条まで並びに第30条第1項及び第2項」に改める。

第83条第1項中「文書」を「質問通告書」に改める。

第98条第2項中「速記法」を「録音その他の方法」に、「速記する」を「記録する」に改める。

#### 附 則

この規則は、令和2年5月25日から施行する。

#### 提 案 理 由

新市庁舎への移転に伴い、押しボタンを用いる採決の方法を追加する等のため、横浜市会会議規則の一部を改正したいので提案する。



人以上の異議があるときは、記名投票又は無記名投票による方法で採決するも氏名点呼を行なうのとする。

(記名投票又は無記名投票による採決)  
(白票、青票)

第62条 押しボタンを用いた記名投票又は無記名投票を行う場合には、問題を可とする者は賛成のボタンを、問題を否とする者は反対のボタンを押すことによって投票する。

2 札を用いた記名投票又は無記名投票を行なう場合には、問題を可とする者は記名投票または白票を、否とする者は青票を投票する。

(選挙規定の準用)

第63条 札を用いた記名投票又は無記名投票を行なう場合には、第25条から第29条まで並びに第30条第1項及び第2項の規定を準用する。

(一般質問)

第83条 議案に関係のない市の一般事務に関し質問しようとする議員は、議長の定めた期間内に、質問の要旨を質問通告書で議長に提出しなければならない。

(第2項省略)

(記載事項)

第98条 (第1項省略)

2 議事は、録音その他の方法によって記録する。  
速記法 速記する。